

SOFTIC

平成26年度知財判例ゼミ 第7回

JASRAC私的独占排除措置命令, 審決 及び審決取消判決をめぐって

(東京高裁平成24年(行ケ)第8号)

— 考察・ディスカッション —

OKI法務室 山中香美 / 弁護士 安保洋子

1 審決取消判決の判断のしくみ(1/7)

実質的証拠法則(独禁法80条), 新証拠提出の制限(独禁法81条)

- 行政審判の専門性の尊重→司法審査への拘束
- 和光堂最高裁判決(最判昭和50・7・10)

「裁判所は、審決の認定事実については、独自の立場で新たに認定をやり直すのではなく、審判で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかどうかの点のみを審査する」

→公取委のした認定が合理的である限り、事実認定をやり直すこと(判断代置)ができない。

＝合理的な認定が複数ある場合、裁判所は公取委のした認定が合理的である限り、他の認定にも合理性がありうるとしても、これを誤りとはできない。

- 基礎的事実から要件事実を推認する推論過程に適用⁽¹⁾

1 審決取消判決の判断のしくみ(2/7)

審決に対する裁判所の判断

- 不合理であると言えない(実質的証拠に基づく)
- × 不合理である(実質的証拠に基づかない)

【事実認定の誤り】

(1)「恋愛写真」の利用実績に関する認定の当否

ア. エイベックス楽曲の放送等使用料の無料化措置が放送事業者に伝わったのは平成18年10月19日頃以降である ×

イ. 「恋愛写真」が無料化措置の通知の前後を問わず広く放送事業者に利用されていた ○

ウ. 「恋愛写真」の無料化措置を知って利用したもの等を算入した利用実績を用いること ○

(2)原告管理楽曲の利用回避に関する認定の当否

ア. 放送事業者の社内通知文書の作成配布等により, 利用を回避したと認められない ×

イ. 民放連事務局長のアドオン発言 は利用回避の意思の表れと評価できない ○

1 審決取消判決の判断のしくみ(3/7)

【利用回避の有無についての判断(前ページ(2)アの争点)】

審決: ●利用回避があった ○具体的に利用回避があったとは認められない

判決: ●利用回避があった ★利用回避の働きかけがあった ○利用回避はなかった

放送事業者	テレビ朝日	TBSテレビ	J-WAVE	ベイエム	ZIP FM	Kiss-FM	エフエム富士	エフエム岩手	エフエム山形	エフエム青森	エフエム佐賀	横浜FM	静岡朝日テレビ	茨城放送	NACK5	利用回避の割合
審決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	1/15
判決	●	●	●	★	○	●	★	★	●	★	★	○	●	●	●	13/15

1 審決取消判決の判断のしくみ(4/7)

(3) イーライセンスの準備不足が原因であるとの認定の当否

イーライセンスの参入が進まないのは、準備不足による放送事業者の困惑と混乱が原因 ×

(4) エイベックス・グループがイーライセンスと管理委託契約を解約した理由

エイベックス・グループの勘違いであり、JASRACの本件行為によるものではない。×

(5) イーライセンス管理楽曲数の増加と利用回避解消との関係について

放送事業者との利用許諾契約締結により、相応の放送等使用料の徴収が可能 ×



【排除型私的独占該当性についての判断の誤り】

JASRACがほぼ唯一の管理事業者であって包括徴収方式により新規事業者の楽曲を利用する抑制的効果があること、多くの楽曲は代替可能であること、少なくない放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用を回避した、又は回避しようとしたこと、エイベックスが原告との管理委託契約を解約したのは放送事業者が追加負担を避けるため楽曲の利用を回避したことが原因であること等の事実を総合した結果、本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有する行為であると認められる。

したがって、…本件審決の認定は×(実質的証拠に基づかないもの)

1 審決取消判決の判断のしくみ(5/7)

●「結果的に原告管理楽曲の利用が回避されたとまではいえないものの、原告管理楽曲の利用を回避しようという働きかけはあったと認められ、その点において、原告管理楽曲の利用を回避した事実を認めることができないとした本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない。」(判決文71頁, 74頁, 75頁)

→審決の判断は「理性ある人が合理的に考えてその事実認定に到達し得るところのもの」(東京高判S28・8・29)ではないと言えるか？

基礎的事実(証拠選択)の問題？

●「・・・排除する効果を有する行為であると認められる。従って、・・・本件審決の認定は実質的証拠法則に基づかないもの」(判決文98頁)

→「排除効果が認められる」から「審決の認定は合理的でない」

合理性の審査よりも事実認定が先？

排除効果の存在を認定することは、判断代置？

1 審決取消判決の判断のしくみ(6/7)

- 独禁法改正(平成25年12月13日公布、平成27年4月1日施行)による影響はあるか？」

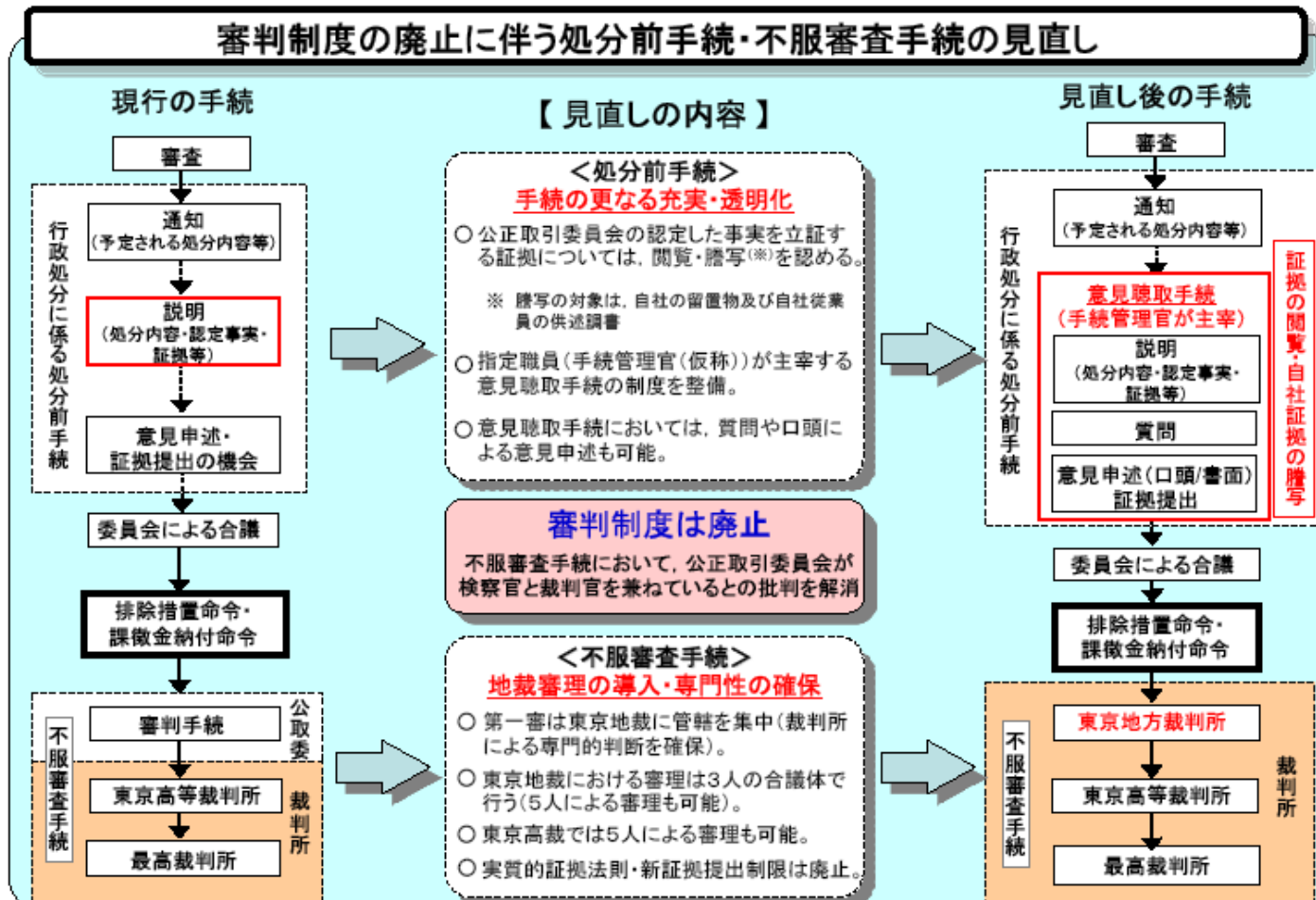
(改正内容 次ページ参照)

公取委による審判制度廃止→東京地裁による抗告訴訟(専属管轄)
実質的証拠法則及び新証拠提出制限の削除

- 経過措置により最後まで現行制度のもとで取り扱われる(改正法附則2条)
- 公取委は、「判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をしなければならない」(独禁法82条2項)
- 審決の判断基準時は、処分時(排除措置命令の日)⁽²⁾

1 審決取消判決の判断のしくみ(7/7)

平成25年独禁法改正の概要



<http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.html>より

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(1/7)

● 排除命令の対象行為

「放送事業者から徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合（当該放送事業者が放送番組において利用した音楽著作物の総数に占めるJASRACが著作権を管理する音楽著作物の割合）が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用することにより、当該放送事業者が他の管理事業者にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなるようしている行為」

⇒ 放送等使用料の算定方法が問題

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(2/7)

●包括徴収方式

- どの楽曲をどのくらい使用したかに係わらず、放送事業者の事業収入の一定割合を放送使用料として徴収する方式

(例)民放の放送使用料(H24年度)

前年度の放送事業収入 × 1.5% × 68.28% × 75% × 976/1000* (*は年度係数)

- 昭和30年、著作権管理団体の国際組織CISACが、放送使用料等につき事業者の収入に百分率を乗じて計算する使用料を適用することを促すハンブルグ決議を採択したことにより、当時の先進諸国の標準的な方法として採用された。
- JASRACは法律上認められた唯一の管理団体であった昭和54年から本方式を採用。
- 欧米諸国も包括徴収方式。実質使用料率は、1%(米、英)、1.5~2%(欧州、オーストリアは8%)⁽¹⁴⁾

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(3/7)

●背景事情

- 放送事業者のすべてがJASRACと契約。放送等利用に係わる音楽著作権のほとんどすべてをJASRACが管理。
- 各放送業者が一定期間内の放送番組において利用する音楽著作物の総数は、それぞれほぼ一定。
- 管理事業者は、著作者及び音楽出版社に対し、放送等使用料を分配するため、放送事業者から、管理楽曲の放送番組における利用状況について報告を受け、当該利用状況を把握している。
- JASRACの使用料規程において個別徴収も規定されているものの、1曲1回の利用ごとにJASRACから利用許諾を受けなければならず(個別許諾)、かつ1曲1回の使用料が高額であるため、包括徴収の方法による場合に比して、使用料総額が著しく高くなることから、すべての放送事業者は包括徴収とする契約を締結している。
- イーライセンスは、民放連に包括許諾・包括徴収を提案したが、受け入れられず、包括許諾・個別徴収で合意した。

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(4/7)

「排除行為」(独禁法2条5項)の意義

- 「他の事業者の事業活動を排除すること」+「公共の利益に反し」+「競争を実質的に制限する」行為
- 競争は他の排除を伴う→法が目的とする公正かつ自由な「競争」と、公共の利益に反し、競争を実質的に制限する「排除行為」との境界は何か？

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(5/7)

排除型私的独占事件の例

(1)NTT東日本事件(最判H22.12.17,H19.3.26審決)

光ファイバーサービス提供において、安価な方式を用いることを前提にユーザーサービス料金を届け出ておきながら、実際は高価な方式を用いる一方で、その方式による競業他者への接続料金について、当該ユーザー料金よりも上回るようにした行為。…事実上唯一の供給者としての地位を利用して、当該競業者が経済的合理性の見地から受け入れることのできない接続条件を設定し提示した。行政指導を実質的に免れていた。

(2)ニプロ事件(H18.6.5審決)

医療用アンプル管の唯一のメーカーである日本電子硝子社より一手販売権を与えられていたニプロ社が、(株)ナイガイに対してのみ販売価格を引き上げ、ナイガイからの受注拒絶、ナイガイに対してのみ代金支払債務に対する担保の差入れなしでの取引拒絶をした。ナイガイに的を絞った排除行為。

(3)インテル事件(H17.4.13審決)

90%以上のシェアを持っていた日本インテル社が、パソコンメーカーに対し、競争業者製CPUから切り替えてインテル社製CPUを100%とした場合等に報奨金を与えた。

(4)北海道新聞社事件(H12.2.28審決)

北海道において日刊新聞の大部分を占める北海道新聞社が、函館新聞社が新たに夕刊を発行することを妨害するため、「函館新聞」の商標を先行して登録出願し、時事通信社に対して函館新聞への配信要請を拒否するよう働きかける等の行為を行った。

(5)ノーディオン事件(H10.9.3審決)

医療物質モリブデン99の世界有数の会社ノーディオン社(カナダ)が、日本の2社との間に全量購入契約を締結。

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(6/7)

- 「自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者の・
・参入を著しく困難にするなどの効果を持つもの」
(NTT東日本事件最高裁判決, 最判平成22・12・17)

- 3つの行為類型: ①積極的妨害行為, ②市場操作性, ③競争者の行動への対抗⁽³⁾

- ある事業体制が他者の排除効果を有する場合であっても, 濫用的, 市場操作的, 人為的要素がなければ, それ自体では独禁法上の排除行為にならない⁽³⁾

--JASRACが新規参入を制限するために包括徴収方式を用いたなどの意図はない。

Cf: JASRACは、平成17年9月、民放連に対し、イーライセンスの参入に伴う放送等使用料の減額の意向はない旨回答(公取委 排除措置命令書5頁)

2 本件行為は排除型私的独占行為に該当するか(7/7)

【本件審決】

- 争点1 本件行為は、…他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するか。
- 争点2 本件行為は、正当な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するか。
- 争点3 本件行為は、…競争を実質的に制限するものか。
- 争点4 本件行為は、公共の利益に反するものであるか。
- 争点5 本件排除措置命令は、競争制限状態の回復のために必要な措置であり、かつ、被審人に実施可能であるか。

のうち、争点1を充足しないから、その余の点について判断するまでもなく、本件行為が排除型私的独占に該当…するということとはできない。



【本件判決】

争点1に係る判断の当否について検討する。

争点1の判断を誤りとした上で、排除型私的独占行為に該当するための、「その他の各要件を充足するか否かについて、認定判断をすべきである。」

排除型私的独占行為に該当すると判断しているのではない。

3 競争法上許容される使用料徴収方法は？(1/2)

【包括徴収方式】

<著作権管理業者>

- 管理監視コスト低減⇒低廉な使用料⇒著作物の適法利用促進
- 一定の放送使用料の安定的な確保

<放送事業者>

- 利用楽曲の使用量把握コスト削減、予算化容易
⇒NHKと民放112社／193社が全曲報告システム化済(H24. 3)⁽¹⁴⁾。JASRACは、全曲報告に対して放送使用料を最大5%減額するインセンティブを付与
- 包括許諾により管理楽曲を無制限に利用可能, 事前許諾不要
⇒1曲あたりの使用料の低廉化

Cf: 放送使用料は番組制作費でないため、使用音楽を決定するプロデューサーやディレクターは管理楽曲を予算枠に関係なく使用可能。

<著作者・音楽出版社>

- 迅速な使用料受領
- サンプルング調査による使用料分配→不公平感
- 使用料が放送業者の事業収入に依存→著作物の正当な評価がなされない

3 競争法上許容される使用料徴収方法は？(2/2)

【個別徴収方式】

- 個別徴収方式：放送された曲に基づいて使用料を算定し徴収する方式
- 使用料と楽曲との対応が明らか⇒公平な徴収・分配が可能
- 膨大な数の楽曲の監視費用増大，利用実績報告の処理のためのシステム構築費用⇒使用料増
- 曲別許諾の場合は事前に楽曲毎の使用許諾が必要

Cf 放送使用料を番組制作費の中で計上するため、予算枠の制限を受ける。

【割合的使用料減額方式】

- JASRAC非管理楽曲のシェア相当分を減じた額を包括徴収する。
- 放送等利用割合算出のためのシステム構築必要⇒使用料増？
- 使用料率をどのように設定するか。システム構築費など管理費用についてただ乗りの問題も。

【番組毎の定額使用料方式】

- 許諾は番組毎⇒番組内では自由に利用可能⁽¹⁴⁾
- 番組内の利用実績報告は必要
- 定額使用料をどのように設定するか Cf 番組制作費として把握される。

4 音楽著作権管理事業の規制について(1/5)

●音楽著作権管理制度の経緯

- 昭和13年12月 大日本音楽著作権協会(JASRACの前身)設立以降、仲介業務法(著作権に関する仲介業務に関する法律)の下、JASRACが文化庁長官の許可を受け、音楽著作権管理事業を独占
- 平成13年10月1日 著作権等管理事業法施行。許可制から登録制に移行。文化庁長官の登録を受け、管理委託契約約款及び使用料規定を文化庁長官に届け出ることにより管理事業可能
- 平成18年10月、イーライセンスが放送等利用に係わる管理事業を開始。放送等利用に係わる管理業者は、JASRACとイーライセンスのみ
- 放送分野は売り上げ規模が大。JASRACの放送等使用料収入は、297.6億円(全徴収額1590億円の18.7% 2014年度)
(JASRAC HPより)

4 音楽著作権管理事業の規制について(2/5)

●著作権等管理事業法による管理事業の規制

- 対象:信託、取次、代理による一任型著作権管理事業(2条)
- 登録制(3条)
- 管理委託契約約款を文化庁長官に届出(11条)
- 使用料規程を文化庁長官に届出, 規程策定にあたり利用者からの意見徴収(13条)
- 使用料規程変更等の業務改善命令(20条)
- 指定管理事業者(JASRAC)は利用者代表との協議に応じる義務(23条)
- 文化庁長官による使用料額裁定(24条)

●競争原理の導入

公取委「デジタルコンテンツ報告書」(H15.3)

- 著作権等管理事業法の制定趣旨を踏まえ*、複数の権利管理事業者間の公正かつ自由な競争が促進されるために、独占禁止法上問題となるような権利管理事業者の行為に対して適切に対応することが必要である。

*同法の目的(1条)には、著作権者の保護と利用の促進は謳われているが、著作権者の選択の自由や管理事業者間の競争はない。

4 音楽著作権管理事業の規制について(3/5)

●欧米の著作権管理制度の仕組み

【ヨーロッパ】

いずれも、各国ごと(分野別)独占的集中管理団体が存続。EUレベルでは、管理団体間競争再編が現実化

- イギリス:特別な規制,特別法は存在しない。
- ドイツ:著作権管理法による許可制
- フランス:知的財産法典中に集中管理団体に係わる規定あり

【米国】

二大管理団体ASCAP(The American Society of Composers, Authors and Publishers)とBMI(Broadcast Music, Inc.)が存在

- 裁判所における同意判決*による規制
- 包括ライセンス(包括徴収)及び番組毎のライセンス(番組別徴収)⁽¹⁴⁾
- ASCAPとBMIのシェアを公共放送事業者の放送使用料の算定に考慮
- 非排他的許諾(著作者から管理業者を介さず直接許諾も可)
- 料金裁判(rate court)において直接許諾使用料を包括徴収額から減額する判決⁽¹²⁾

Cf: JASRACは、排他的許諾権(将来権利を含め全楽曲の著作権を信託財産として譲渡する。但し、支分権区分,利用形態区分から選択可能)

*同意判決(consent degree) 司法当局が裁判所に同意判決内容,競争影響調書を提出しその承認により発効。調書は公示,パブコメレビューを受ける

4 音楽著作権管理事業の規制について(4/5)

●競争法上、考慮されるべき点

- JASRACに委託する音楽著作権(楽曲)の選択の自由
- JASRAC以外の管理事業者に委託する自由(現実的選択可能性)
- JASRACを経由しない直接許諾の自由
- 包括許諾・徴収と個別許諾・徴収の選択の自由(現実的な選択可能性)
- 排他的管理(著作者の全楽曲の信託譲渡)でなく非排他的管理(楽曲毎の委任)

4 音楽著作権管理事業の規制について(5/5)

そもそも・・・

(放送等利用において)音楽著作権管理事業者「間」の競争は必要???

--放送事業者

豊富な品揃えの中から魅力的な楽曲を選びたい

楽曲を廉価に使用したい

⇒管理対象の大規模化・個性化、使用料体系の工夫(タイアップ方式*など)

--著作権者・音楽出版社

楽曲をもっと利用してほしい

楽曲を正當に評価してほしい(個別徴収、個別評価)

⇒音楽著作権の使用料(対価)はどう決めればよいか

・・・楽曲は代替性を欠く個性的なもの

*音楽著作物をCM, 映画等で使用する場合に、当該音楽使用料を免除する方式(判決文15頁)

参考文献

- (1) 土田和博「審決取消訴訟の原告適格と実質的証拠法則」, ジュリ1470号79頁
- (2) 白石忠志「JASRAC審決取消訴訟 東京高裁判決の検討」, NBL1015号15頁
- (3) 松下満雄「私的独占の1類型としての「他の事業者の事業活動の排除」」, 論究ジュリ11号182頁
- (4) 平林英勝「私的独占の排除の効果があるとし、排除措置命令を取り消す審決を取り消した判決ーJASRAC事件」ジュリ1466号252頁
- (5) 上杉秋則「JASRAC事件審決取消訴訟」NBL1017号36頁
- (6) 植村幸也「音楽著作権使用料の包括徴収の排除効果が認められた事例」, ジュリ1463号4頁
- (7) 古城誠「JASRAC排除型私的独占事件第一審判決」, 論究ジュリ9号88頁
- (8) 村上政博「日本音楽著作権協会事件東京高裁判決[下]」, 国際商事法務Vol42, No.2, 225頁
- (9) 田中寿「東京高裁のJASRAC審決取消判決について[下]」, 国際商事法務Vol42, No.2, 199頁
- (10) 田中寿「音楽著作権管理と競争政策[上]」, 国際商事法務Vol40, No.4, 511頁
- (11) 田中寿「音楽著作権管理と競争政策[中]」, 国際商事法務Vol40, No.5, 710頁
- (12) 田中寿「音楽著作権管理と競争政策[下]」, 国際商事法務Vol40, No.6, 883頁
- (13) 泉克幸「音楽著作権の管理事業と競争政策」Law and Technology No.65, 23頁
- (14) 安藤和宏「JASRACの放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点」知的財産法政策学研究39号216頁
- (15) 川瀬真「著作権の集中管理制度の課題と今後のあり方について」, コピライト636号2頁